

令和元年10月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）、エアコン、電動アシスト自転車、自転車に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち運動器具（チューブを使用した運動器具）1件、
ノートパソコン1件、エアコン1件、電動アシスト自転車1件、
自転車1件） | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち照明器具3件、洗剤1件、
ACアダプター（スマートフォン用）1件、
照明器具（センサー付）1件、電動アシスト自転車3件、靴1件、
運動器具（EMS機器）1件、電気洗濯機1件、冷風機1件、
ボディシール1件、電気蓄熱式湯たんぽ1件、自転車2件、
バッテリー（リチウムイオン、スマートフォン用）1件） | 18件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800535を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1)株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201900567）

①事故事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品のACアダプターを含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコールを実施（無償部品交換）

回収率：14.7%（2019年9月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900567）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	6	火災	2014年度	0	—
2018年度	8	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

(2)三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社）が輸入したエアコンについて（管理番号：A201900571）

①事象について

宿泊施設で、三菱重工業株式会社（現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社（法人番号：4010401123213））が輸入したエアコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・改修）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の一部で、特定条件に当てはまる場合、室内送風用ファンモーターのリード線接続部から発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）1月11日にウェブサイトへ情報掲載（2018年5月30日改訂）を行うとともに、同月13日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900571）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、形式、対象台数

○製品名：エアコン

エアコンの一部の機種のうち、1999年10月から2007年までに輸入されたもの。

○形式：事業者ウェブサイトにて御確認ください。

<http://www.mhi-mth.co.jp/information/pdf/180115.pdf>

○対象台数：約93万台

【リコール実施状況】

2018年（平成30年）1月11日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：7.8%（2019年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

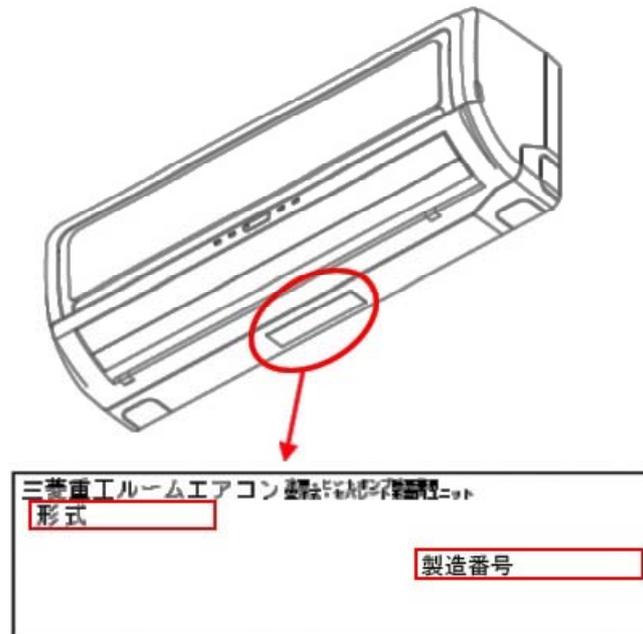
当該事故（管理番号：A201900571）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	4	火災	2014年度	1	火災
2018年度	3	火災	2013年度	0	—
2017年度	1	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

<対象製品の確認方法>

対象製品の「形式」及び「製造番号」は、本体下部に貼付されている銘板を御確認ください。また、対象製品であるかどうか、事業者ウェブサイトにて御確認いただくか、下記問合せ先まで御連絡ください。

ウェブサイト：http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三菱重工冷熱株式会社（国内総販売店） 点検受付専用窓口

電話番号：0120（224）570

受付時間：9時～18時（月～金）

9時～17時（土・日・祝日）

ウェブサイト：http://www.mhi-mth.co.jp/information/180115_001.html

(3)ブリヂストンサイクル株式会社が製造、輸入した電動アシスト自転車及び自転車について（管理番号：A201900572、A201900579）

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造、輸入した電動アシスト自転車及び自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」（※）を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあります。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について、無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,275
合 計			3,431,188

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900572、A201900579）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	17	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



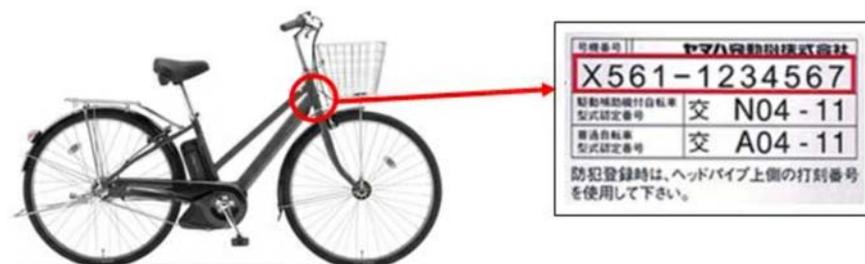
<車両情報の確認方法>

お問合せいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900569	令和元年9月26日	令和元年10月8日	ガストーチ	BT-20SA	榮製機株式会社	火災	当該製品を使用後、車両内に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	令和元年10月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800535	平成30年10月21日	平成30年12月10日	運動器具(チューブを使用した運動器具)	IG Sエキスパンダー	株式会社ジャパーナ(輸入事業者)	重傷1名	店舗で当該製品を使用中、当該製品のチューブが外れ、傍にいた者に当たり、右目を負傷した。 調査の結果、当該製品の本体に注意警告表示が記載されておらず、不特定多数が使用する環境下で見本として置かれていたにもかかわらず、販売店から使用上の注意に関する情報が提供されなかったため、使用者がゴムチューブの固定が不十分であることを認識できずに当該製品を伸縮させた際にゴムチューブがグリップから抜け、反発力によってゴムチューブが傍にいた者に当たったものと推定される。	兵庫県	平成30年12月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900567	令和元年9月21日	令和元年10月8日	ノートパソコン	dynabook TV/64PLWHYD	株式会社東芝(現 DYNABOOK株式会社)(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられる。	千葉県	令和元年10月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率14.7%
A201900571	令和元年10月3日	令和元年10月8日	エアコン	SRK22ZI-W	三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社)(輸入事業者)	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から10年以上経過した製品 平成30年1月11日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:7.8%
A201900572	平成30年3月23日	令和元年10月9日	電動アシスト自転車	A6L7	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルが不安定になり、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月26日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900579	平成25年12月17日	令和元年10月9日	自転車	CJB6TP	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右膝を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 令和元年6月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:0.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900557	令和元年9月24日	令和元年10月7日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和元年10月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900558	令和元年8月12日	令和元年10月7日	洗剤	重傷1名	当該製品を使用中、左足に皮膚障害を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月25日
A201900559	令和元年9月6日	令和元年10月7日	ACアダプター(スマートフォン用)	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品を熔融する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月20日
A201900560	令和元年9月12日	令和元年10月7日	照明器具(センサー付)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月20日
A201900561	令和元年9月17日	令和元年10月7日	照明器具	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900562	令和元年9月23日	令和元年10月7日	電動アシスト自転車	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品のバッテリーを焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年10月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900563	令和元年7月22日	令和元年10月7日	靴	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を履いて歩行中、転倒し、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月27日
A201900564	令和元年8月8日	令和元年10月7日	運動器具(EMS機器)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	青森県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月26日
A201900565	令和元年8月25日	令和元年10月8日	電気洗濯機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和元年9月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900566	令和元年9月3日	令和元年10月8日	冷風機	火災	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900568	平成30年10月31日	令和元年10月8日	ボディシール	重傷1名	幼児(4歳)が当該製品を使用したところ、顔に皮膚障害を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中	兵庫県	令和元年9月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900570	令和元年9月3日	令和元年10月8日	照明器具	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月7日
A201900573	平成30年12月2日	令和元年10月9日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用して就寝中、当該製品が破裂し、右足に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月8日
A201900574	平成23年11月10日	令和元年10月9日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、顔を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年11月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900575	令和元年7月21日	令和元年10月9日	バッテリー(リチウムイオン、スマートフォン用)	火災 重傷1名	店舗で当該製品を携帯電話機(スマートフォン)に装着してズボンのポケットに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月30日
A201900576	平成24年4月3日	令和元年10月9日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900577	平成25年10月9日	令和元年10月9日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年11月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900578	平成24年4月4日	令和元年10月9日	自転車	重傷1名	当該製品でブレーキを掛けながら下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年4月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

運動器具（チューブを使用した運動器具）（管理番号:A201800535）

